

障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 等 指定申請の手引き

この手引きは、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものです。申請を行う前に必ずお読み下さい。

担当者との相談を希望される場合には、事前に電話にて日時を調整してから御来庁ください。

令和6(2024)年1月

栃木県保健福祉部障害福祉課

【問合せ先】

障害福祉課福祉サービス事業担当

TEL 028-623-3029 / 3059 FAX 028-623-3052

〔ホームページ URL〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/service/jigyousha.html>

目 次

指定権限・問い合わせ先について	1
I 概要	2
1 指定事業者	
2 指定の有効期間	
3 指定の必要なサービス種類	
II 指定申請について	4
1 指定申請のスケジュール	
2 指定の要件	
3 人員配置に係る用語の定義	
4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）	
5 指定申請書の作成方法	
6 申請先	
7 申請に係る留意事項	
8 介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出	
9 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出	

Ⅲ 指定の変更・廃止等について	56
1 指定内容及び加算に係る変更届出	
2 変更指定申請	
3 指定更新申請	
4 廃止・休止等の届出	
Ⅳ 障害福祉サービス関係研修について	59
Ⅴ 事業所運営に係る留意事項	60
1 不正請求の防止について	
2 障害福祉サービス等情報公表制度について	
3 障害者虐待の防止について	
4 事故等発生時の報告について	
5 非常災害（風水害）対策計画等の作成について	
6 実地指導について	
7 給付費の請求について	
参考 指定基準等一覧	66